

鹿児島市自主防災組織資機材整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害による被害の防止又は軽減を図るため、自主防災活動を積極的に推進し、防災のための資機材を整備する自主防災組織（以下「組織」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、防災のため地域の住民により自主的に結成された町内会等を単位とした組織とする。

(補助金の交付対象経費)

第3条 補助金の交付対象経費は、組織が行う別表に定める防災のための資機材（以下「資機材」という。）の整備のうちで、次の各号のいずれかに該当する整備に要する経費とする。

- (1) 組織の結成に伴い、必要な資機材を整備するもの
- (2) 組織の結成後、過去5年以内に前号の整備に関する補助金の交付を受けていない組織が、必要な資機材を整備するもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する交付対象経費の額とする。ただし、その限度額は、前条第1号の整備に当たっては1組織当たり10万円とし、前条第2号の整備に当たっては1組織当たり7万円とする。

2 1組織に対する補助は、前条各号のいずれの整備の場合も1回に限る。

(実績報告書の添付書類)

第5条 規則第14条第3号の書類は、次のとおりとする。

- ・ 事業に要した経費の領収証の写し
- ・ その他市長が必要と認める書類

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和61年3月27日から施行し、昭和60年度に実施した事業から適用する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

資 機 材

番 号	品 名	規 格 (例)
1	ラジオ付サーチライト	肩掛バンド内蔵式
2	警報音付メガホン	出力／定格10W、通達距離／約400m
3	二連式はしご	AW型－450
4	ヘルメット	国検合格品、飛来落下用・墜落兼用
5	避難誘導用ロープ	安全ロープ（黄黒トラロープ）
6	防雨シート	6m×5m、5m×5mほか 各サイズ
7	資機材格納庫	スチール製、3×6型
8	担架	スチール製、2つ折り型
9	車椅子	介助ブレーキ付、折り畳み型 (付属品：けん引式車椅子補助装置)
10	その他市長が認めるもの	
注		
1 資機材の整備に当たっては、上記資機材を参考に計画すること。		
2 規格の欄は、標準的な規格を例示したものである。		
3 上記10の資機材を整備するときは、事前に市長の了解を得ること。		

鹿児島市自主防災組織資機材整備事業補助金交付要綱別表に規定する「その他市長が認めるもの」について

本要綱第3条の規定による補助金の交付対象経費として整備を認める防災のための資機材については、同要綱別表に掲げるところであるが、このうち、その他市長が認める資機材は、次に掲げるものとします。

1 その他市長が認める資機材

(1) 消火活動用資機材

- ①消火器
- ②バケツ
- ③タオル、軍手

(2) 救出活動用資機材

- ①バール
- ②油圧ジャッキ
- ③ハンマー
- ④チェーンソー
- ⑤のこぎり
- ⑥ツルハシ、おの

(3) 救護活動用資機材

- ①シーツ、毛布
- ②救急セット
- ③椅子
- ④リヤカー
- ⑤簡易ベッド

(4) 避難誘導活動用資機材

- ①誘導灯
- ②警笛
- ③非常持出袋

(5) 情報収集伝達活動用資機材

- ①掲示板（安否確認・伝言掲示用）
- ②携帯無線機（トランシーバー）

(6) 生活維持活動用資機材

- ①非常食、飲料水

②ろ水器、浄水器

③炊き出し用品

④組立テント、救護用テント

⑤簡易組立てトイレ

⑥可搬式発電機、投光器

(7) その他

上記のものに準ずるもの

2 その他

施行日 平成25年4月1日